

第1章 長岡市環境基本計画について

1 環境基本計画の概要

市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成8年2月に「長岡市環境基本計画」（目標期間：平成8年度から17年度まで）を策定しました。

社会情勢の変化を考慮してこれまでに計画の見直しを3度行い、現在は、「第4次長岡市環境基本計画（平成30年3月策定）」に沿って、様々な施策を推進しています。

2 計画の進行管理

「長岡市環境基本計画」に掲げた施策の推進にあたり、市では以下の方法で計画の進行管理を行っています。

(1) 審議会等による進行管理

ア 長岡市環境審議会の開催

市民、事業者、学識経験者等で構成される本審議会において、「長岡市環境基本計画」の改定や「環境に関する年次報告書」などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

イ 庁内連絡会議の開催

市の内部組織である本会議において、「長岡市環境基本計画」等に係る計画の進行管理について全庁的な総合調整を行います。

(2) 年次報告書の公表

「長岡市環境基本条例」に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況をまとめた「環境に関する年次報告書」を毎年作成し、公表しています。

なお、本報告書は令和元年度の実施状況についてまとめたものです。

3 市と持続可能な開発目標（SDGs）

市では、良好な環境を保全・創造し、将来世代へ引き継ぐことを基本理念にSDGsの視点を踏まえた環境に関する各施策を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。

持続可能な開発目標（SDGs）

17のゴールと各ゴールごとに設定された169のターゲットから構成され、気候変動、生物多様性等環境と大きな関わりのある項目のほかに、持続可能な消費と生産、教育、雇用等の環境とは関係のなさそうな分野についてもゴールが掲げられています。

これは、SDGsは環境が全ての根幹にあるという考えの下、相互に関係する複数の目標を総合的に解決することにより、持続可能な社会の実現を目指しています。



出典：国連広報センターホームページ

4 施策の体系図

基本
理念

